

5 東彼杵町規則第3号

東彼杵町国民健康保険条例附則第8項の町長が定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月20日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町国民健康保険条例附則第 8 項の町長が定める日を定める規則の一部を改正する規則

東彼杵町国民健康保険条例附則第 8 項の町長が定める日を定める規則（令和 2 年規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 東彼杵町国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 5 号）附則第 8 項に規定する町長が定める日は、 <u>令和 5 年 5 月 7 日</u> とする。 | 東彼杵町国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 5 号）附則第 8 項に規定する町長が定める日は、 <u>令和 5 年 3 月 3 1 日</u> とする。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。